

改善方策の検討を求める書式等

(第2回地方における規制改革タスクフォース ヒアリング対象)

警察庁

車庫証明申請書・理由書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

厚生労働省老健局

指定訪問介護事業者の指定の申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

指定訪問看護事業者の指定の申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

指定通所介護事業者の指定の申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請書・・・・・・・・・・・・ 9

指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請書・・・・・・・・・・・・ 11

厚生労働省医薬生活衛生局

麻薬小売業者が行う定期届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

卸売販売業の許可の申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

卸売販売業の変更等の申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

高度管理医療機器等卸販売業の許可の申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

高度管理医療機器等卸販売業の変更等の申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

薬局開設の変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

毒物劇物一般販売業の許可の申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

毒物劇物一般販売業の変更等の届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

国土交通省道路局

沿道掘削協議書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

国土交通省都市局

屋外広告業登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

屋外広告業登録変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

改善方策の検討を求める書式等 -

所 管 府 省	警察庁	交通局交通規制課
書式等の名称	車庫証明申請書・理由書	
手続の根拠規定	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項、第5条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>新車を登録する際には車庫証明が必要となり、警察にその申請を行っている（年間：約15,000台）。</p> <p>申請書類については、各都道府県により書式・対応が異なるため、登録地別に管理・手配する工数とそれぞれの在庫管理が発生し、業務が煩雑となっている。</p> <p>また、車庫証明申請時に申請者住所と使用の本拠の位置に違いがある場合、理由書が必要な都道府県、必要のない都道府県があり（必要な都道府県、必要のない都道府県があるだけでなく、各県・県内警察署によっても、対応の差があることから、都度確認が必要）書式も異なることから、車両発注時に、その都度、理由書が必要かどうか、確認作業が必要となり、業務が煩雑となっている。</p> <p>< 具体的時間 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 判別・確認作業：台あたり1～2分 15,000台分 ・ 在庫管理：月1回10分程度 <p>< コストメリット ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統一書式であれば判別・確認作業は無くなるため375時間の工数減 ・ 在庫管理も3ヶ月に1回に短縮 <p>人件費を時間当たり2,500円で試算するとコストメリットは約95万円</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業21）</p>		
<p>以下2種類存在している。</p> <p>保管場所の契約者を記載する書式 保管場所の契約者を記載しない書式</p> <p>警察署（神戸の葺合警察）に届出に伺った際に、書式違いで再提出を指示されるケースあり。</p> <p>事務所にて再作成、捺印の再手続が必要になる。 購入を急ぐ顧客からクレームを受けるケースあり。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業8）</p>		

改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

- ・ 警察庁から都道府県警察に対し、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）別記様式第1号の自動車保管場所証明申請書又は規則別記様式第2号の自動車保管場所届出書（以下「申請書等」という。）により、それぞれ、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第4条第1項に基づく自動車保管場所証明申請又は法第5条に基づく自動車保管場所届出（以下「申請等」という。）がなされた場合には、
 - (1) 当該申請等を受ける都道府県警察が作成した様式でない申請書等が用いられているとき
 - (2) 当該申請等を受ける都道府県警察が作成した様式でない保管場所使用承諾証明書が用いられているとき
 - (3) 理由書が添付されていないときであっても、当該申請等を適切に受理するよう指導する。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・ 平成30年中に、改善方策が決定し次第、速やかに都道府県警察に対して通達を発出する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

(1)について

申請書等は、各項目の記載欄の位置等には若干の相違があるものの、規則別記様式第1号又は第2号に従って各都道府県警察において作成されているところ、各都道府県警察において、当該各都道府県警察が作成した様式でない申請書等が用いられた申請等についても適切に受理するとの運用を徹底することにより、申請者等の負担は解消されるため。

(2)について

保管場所使用承諾証明書は、通達により定めた自動車の保管場所の契約者を記載しない様式が原則として用いられているものの、一部の都道府県警察では、申請者等と当該契約者が異なることに起因するトラブルが生じたことを受け、自動車の保管場所の契約者に関する情報を記載する欄を追加した様式が用いられている。

これを踏まえ、各都道府県警察において、当該各都道府県警察が作成した様式でない保管場所使用承諾証明書が用いられた申請等についても適切に受理するとの運用を徹底することにより、申請者等の負担は解消されるため。

(3)について

理由書は、申請等の際に申請書等に添付する書面として規則に定められたものではないところ、これが添付されていない申請等についても適切に受理するとの運用を徹底することにより、申請等の負担は解消されるため。

改善方策の検討を求める書式等 - 23

所 管 府 省	厚生労働省	老健局
書式等の名称	指定訪問介護事業者の指定の申請書	
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・ 行政が定める様式が Word・Excel の形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表が Word の場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel 形式に統一して欲しい。 ・ 行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・ 役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・ 指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部+副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・ 「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えば Excel 形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・ 行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業13）</p>		
改善方策の検討結果		
<p>〔 改善方策の内容 〕</p> <p>指定訪問介護事業者の指定の申請書については、厚生労働省は都道府県等に対して参考様式を示しているところであるが、改めて、都道府県等に対して周知することとした。</p>		
<p>〔 当該改善方策の実施時期 〕</p> <p>厚生労働省は都道府県等に対して参考様式の周知については、今年度中に対応する予定。</p>		

〔 当該改善方策とする理由〕

指定訪問介護事業者の指定の申請書については、厚生労働省は既に参考様式を示している。

改善方策の検討を求める書式等 - 24

所 管 府 省	厚生労働省	老健局
書式等の名称	指定訪問看護事業者の指定の申請書	
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・ 行政が定める様式が Word・Excel の形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表が Word の場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel 形式に統一して欲しい。 ・ 行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・ 役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・ 指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部+副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・ 「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えば Excel 形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・ 行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態になってしまうため、是非改善して欲しい。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業13）</p>		
改善方策の検討結果		
<p>〔 改善方策の内容 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問看護事業者の指定申請の申請書については、厚生労働省は都道府県等に対して参考様式を示しているところであるが、改めて都道府県等に対して周知することとしたい。 <p>また、国及び自治体が求める帳票等については、必要な見直しを検討することとしたい。</p>		

〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・今年度中に厚生労働省は都道府県等に対して参考様式の周知については対応する予定である。
平成30年度中に厚生労働省は国及び自治体が求める帳票等の実態把握及び必要な見直しについて検討する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

- ・厚生労働省は指定訪問看護事業者の指定の申請書について既に参考様式を示しているため。
厚生労働省が国及び自治体が求める帳票等に関する必要な見直しの検討を行うことにより、文書量の削減と事業者の負担軽減につながるため。

改善方策の検討を求める書式等 - 25

所 管 府 省	厚生労働省	老健局
書式等の名称	指定通所介護事業者の指定の申請書	
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・ 行政が定める様式が Word・Excel の形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表が Word の場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel 形式に統一して欲しい。 ・ 行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・ 役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・ 指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部+副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・ 「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えば Excel 形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・ 行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業13）</p>		
改善方策の検討結果		
〔 改善方策の内容 〕		
<p>指定訪問介護事業者の指定の申請書については、厚生労働省は都道府県等に対して参考様式を示しているところであるが、改めて、都道府県等に対して周知することとした。</p>		
〔 当該改善方策の実施時期 〕		
<p>厚生労働省は都道府県等に対して参考様式の周知については、今年度中に対応する予定。</p>		

〔 当該改善方策とする理由〕

指定訪問介護事業者の指定の申請書については、厚生労働省は既に参考様式を示している。

改善方策の検討を求める書式等 - 26

所 管 府 省	厚生労働省	老健局
書式等の名称	指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請書	
手続の根拠規定	介護保険法第78条の2第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・ 行政が定める様式が Word・Excel の形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表が Word の場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel 形式に統一して欲しい。 ・ 行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・ 役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・ 指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部+副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・ 「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えば Excel 形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・ 行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズれてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業13）</p>		
改善方策の検討結果		
〔 当該改善方策の内容 〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請に際し、国及び自治体が求める帳票等について見直しを行う。 <p>見直しに際しては、書式等の統一が可能な手続きについては必要な検討を行う。</p>		
〔 当該改善方策の実施時期 〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度中に国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを実施する。 		

〔 当該改善方策とする理由〕

- ・国及び自治体が求める帳票等を見直すことで文書量を削減し、事業者の負担を軽減させるため。

改善方策の検討を求める書式等 - 27

所 管 府 省	厚生労働省	老健局
書式等の名称	指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請書	
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・ 行政が定める様式が Word・Excel の形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表が Word の場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel 形式に統一して欲しい。 ・ 行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・ 役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・ 指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部 + 副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・ 「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えば Excel 形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・ 行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業13）</p>		
改善方策の検討結果		
<p>〔 改善方策の内容 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請書については、厚生労働省は都道府県等に対して参考様式を示しているところであるが、改めて周知することとした。 ・ また、あわせて、国及び自治体が求める帳票等について、見直しを行うこととした。 		
<p>〔 当該改善方策の実施時期 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に示している参考様式の再周知については、今年度中に行う。 ・ 平成30年度中に国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを実施する。 		

〔 当該改善方策とする理由 〕

- ・国及び自治体が求める帳票等を見直すことで文書量を削減し、事業者の負担を軽減させるため。

改善方策の検討を求める書式等 - 28

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課
書式等の名称	麻薬小売業者が行う定期届出書	
手続の根拠規定	麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項から第3項 (都道府県知事が行う自治事務の社長就任後の申請時の欠格の確認)	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>当社は全国に調剤薬局を 688 店舗（連結）展開している。</p> <p>麻薬小売業者免許を受けなければ、麻薬処方せんに基づき麻薬を調剤し患者に交付することができないため、当社ではほぼ全ての薬局がこの免許を取得している状況。</p> <p>店舗ごとに2年に1度の更新が必要だが、最も負担が大きいのは不定期で発生する社長交代時の申請。自治体によっては「社名が変わるわけではないので（社長交代のみであれば）変更に関する申請書提出は不要」というケースもあるが、ほとんどの自治体では「変更申請」が求められる。新社長就任後、30日以内での書類提出が必要となるが自治体によって、フォーマット及び見解までも（提出要・不要）が異なるため確認、資料作成等に非常に時間がかかる。「30日以内」は薬機法第十条を意味する（同一の手続き）。</p> <p>ドラッグストアの併設店舗含め、調剤薬局は全国的に増えているが多くの店舗を運営する法人にとっては、この申請作業は非常に負担大。</p> <p>ぜひ今後に向けてフォーマットの統一をご検討いただきたい。</p> <p>フォーマットは自治事務の範囲で作成。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業10）</p>		
改善方策の検討結果		
<p>〔改善方策の内容〕</p> <p>麻薬小売業者において社長等役員の変更があった場合、新たに就任した者が麻薬及び向精神薬取締法第3条第3項第1から6号に該当する場合には免許を与えないことができ、また、免許取消の事由にあたることから、変更後の役員について把握する必要があるため、役員の変更があった場合には、新たに追加された役員の診断書を提出するよう指導している。</p> <p>麻薬小売業者免許事務は、自治体による自治事務であり、各自治体がそれぞれの手続に応じて様式を定めて実施しており、診断書についても各自治体が独自に様式を示しているが、前述の事項を確認できるものであれば、提出先の自治体で示している様式以外を用いていただくよう自治体に助言する。</p> <p>また、診断書等のフォーマットの統一に関しては、自治体の意見も踏まえた上で、フォーマットの代表例をお示しすることを検討してまいりたい。</p>		

〔 当該改善方策の実施時期〕

- ・平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由〕

- ・複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても
 手続の受付が概ね可能であったが、事業者にその旨が周知されていなかったと考え
 られるため。

改善方策の検討を求める書式等一③⑩

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局総務課
書式等の名称	卸売販売業の許可の申請書	
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第34条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>医薬品や指定卸売医療用ガス類などを販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する自治体又はその地域を管轄する保健所へ卸売販売業の許可申請を行い、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から、30日以内に廃止（休止・再開）届書を提出する必要がある。</p> <p>この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の提出について、現状、地域により自治体であったり保健所であったりと統一されていないこと、また、其の申請書の様式においても、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十六、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における自治体もしくは保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によっても違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとに定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEBから取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものとする。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		

改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

- ・既に定めている統一的な許可申請書の様式（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）。以下「施行規則」という。）について、例えば、営業所管理者の資格欄にあらかじめ想定される要件のチェックボックスを追加する等の工夫を行っているものについては、あくまで参考として自治体が示しているものであり、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。
- ・添付書類の様式を参考に示す場合は、必要事項が記載されていれば任意様式で差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。なお、添付すべき書類については、既に施行規則で規定している。
- ・また、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で、検討していくものとする。まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

- ・複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても手続の受付・審査が概ね可能であったが、事業者はその旨が周知されていなかったと考えられるため。

改善方策の検討を求める書式等①

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局総務課
書式等の名称	卸売販売業の変更等の申請書	
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第38条第2項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>医薬品や指定卸売医療用ガス類などを販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する自治体又はその地域を管轄する保健所へ卸売販売業の許可申請を行い、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から、30日以内に廃止（休止・再開）届書を提出する必要がある。</p> <p>この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の提出について、現状、地域により自治体であったり保健所であったりと統一されていないこと、また、其の申請書の様式においても、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十六、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における自治体もしくは保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によっても違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEBから取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要がある、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものとする。</p> <p>例えば担当役員や本社移転等の変更があった場合には、一斉に全拠点、全許可、全登録について変更する必要がある。この場合、対象によっては本社にて全県分調べ、フォーマットを取り寄せ、各地域で指定されている要項などを満たす必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		

改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

- ・既に定めている統一的な変更届書等の様式（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）。以下「施行規則」という。）について、例えば、事業所の名称欄に電話番号を追加する等の工夫を行っているものについては、あくまで参考として自治体が示しているものであり、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。
- ・添付書類の様式を参考に示す場合は、必要事項が記載されていれば任意様式で差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。なお、添付すべき書類については、既に施行規則で規定している。
- ・また、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で、検討していくものとする。まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

- ・複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても手続の受付・審査が概ね可能であったが、事業者はその旨が周知されていなかったと考えられるため。

改善方策の検討を求める書式等一⑳

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課
書式等の名称	高度管理医療機器等卸販売業の許可の申請書	
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器を販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する其の地域の管轄する保健所へ高度管理医療機器等販売業の許可申請書の提出を行う必要があり、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、許可を廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から30日以内に変更届書を提出する必要がある。</p> <p>この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の様式について、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十七、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば、疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEBから取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものと考えられる。</p>		
（経団連・企業5）		

改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

- ・ 申請書様式は、既に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）（以下「施行規則」という。）にて規定されている。

当該申請については、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。

- ・ 添付書類の様式を参考に示す場合は、必要事項が記載されていれば任意様式で差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。なお、添付すべき書類については、既に施行規則で規定している。
- ・ また、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で、検討していくものとする。まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・ 平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

- ・ 複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても手続の受付・審査が概ね可能であったが、事業者はその旨が周知されていなかったと考えられるため。

改善方策の検討を求める書式等一③

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課
書式等の名称	高度管理医療機器等卸販売業の変更等の申請書	
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器を販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する其の地域の管轄する保健所へ高度管理医療機器等販売業の許可申請書の提出を行う必要があり、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、許可を廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から30日以内に廃止（休止・再開）届書を提出する必要がある。</p> <p>この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の様式について、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十七、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば、疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEBから取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものとする。</p> <p>例えば担当役員や本社移転等の変更があった場合には、一斉に全拠点、全許可、全登録について変更する必要がある。この場合、対象によっては本社にて全県分調べ、フォーマットを取り寄せ、各地域で指定されている要項などを満たす必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		

改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

- ・ 変更届様式は、既に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）（以下「施行規則」という。）にて規定されている。

当該変更届については、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。

- ・ 添付書類の様式を参考に示す場合は、必要事項が記載されていれば任意様式で差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。なお、添付すべき書類については、既に施行規則で規定している。
- ・ また、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で、検討していくものとする。まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・ 平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

- ・ 複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても手続の受付・審査が概ね可能であったが、事業者はその旨が周知されていなかったと考えられるため。

改善方策の検討を求める書式等一③④

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局総務課
書式等の名称	薬局開設の変更届出書	
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第10条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>当社は全国に 688 店舗（子会社連結）を運営している。 薬局開設に当たり、上記許可申請書の提出が必要となるが、最も負担が大きいのは不定期で発生する社長交代時。</p> <p>自治体によっては「社名が変わるわけではないので（社長交代のみであれば）変更に関する申請書提出は不要」というケースもあるが、ほとんどの自治体では「変更申請」が求められる。</p> <p>新社長就任後、30 日以内での書類提出が必要となるが自治体によって、フォーマット及び見解までも（提出要・不要）異なるため確認、資料作成等に非常に時間がかかる。</p> <p>ドラッグストアの併設店舗含め、調剤薬局は全国的に増えているが多くの店舗を運営する法人にとっては、この申請作業は非常に負担大。 業務効率化のためフォーマットの統一を希望したい。</p> <p>（ご参考）*****</p> <p>その他、社長交代時に調剤薬局が提出必要な資料は多岐にわたる。 生活保護法指定 労災保険薬局指定 結核予防法指定 被爆者指定医療機関 被爆者一般疾病医療機関指定 自立支援法指定（精神） 自立支援法指定（育成・更生医療） 公害 在宅患者訪問薬剤管理指導届 生保介護（居宅） 難病指定医療機関 小児慢性特性疾病医療機関 毒物劇薬販売業 高度管理医療機器等販売業許可証 薬局製剤製造販売業許可 薬局製剤製造業許可 薬局製剤製造販売承認 など</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業 10）</p>		

改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

- ・ 薬局開設者の氏名（薬局開設者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）の変更については、既に施行規則第16条において届出事項と規定していることを改めて自治体に対して周知する。
- ・ 既に定めている統一的な変更届書の様式（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）。以下「施行規則」という。）について、例えば、様式の余白に担当者名や電話番号を追加する等の工夫を行っているものについては、あくまで参考として自治体が示しているものであり、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。
- ・ また、添付書類の統一に関しては、自治体の意見も踏まえた上で、フォーマットの代表例をお示しすることを検討してまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・ 平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

- ・ 複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても手続の受付が概ね可能であったが、事業者はその旨が周知されていなかったと考えられるため。
- ・ なお、薬局開設者の氏名（薬局開設者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）の変更については、既に施行規則第16条において届出事項と規定しているため既に統一されているものと思料されるが、併せて周知することとする。

改善方策の検討を求める書式等一③⑤

所管府省	厚生労働省	医薬・生活衛生局医薬品審査 管理課化学物質安全対策室
書式等の名称	毒物劇物一般販売業の許可の申請書	
手続の根拠規定	毒物及び劇物取締法第4条第3項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>毒物、劇物を販売するにあたっては、定められた条件を満たし、登録をしなければ販売をすることはできない。また、其の登録を行う為には、取扱い拠点ごとに所在する其の地域の管轄保健所へ毒物劇物一般販売業の登録申請書を提出する必要がある、登録をすることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、登録の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、登録を廃止する場合には、廃止した日から30日以内に廃止届書を提出する必要がある。</p> <p>この登録申請書、変更届書、廃止届書についての様式は、登録申請書においては「毒物及び劇物取締法施行規則」別記第2号様式、変更届書は別記第11号様式の(1)、廃止届書は別記第11号様式の(2)に定められてものの、書式は各地域によって統一はされておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、統一はされておらず、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で必要書類を請求（WEBからの取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要がある、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものとする。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		

改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

ご要望いただいているのは、毒劇物一般販売業の申請・届出における(1)様式の統一、(2)添付書類の統一、(3)Web申請の実施、の3点であり、申請・届出のうち、登録申請、変更届、廃止届についてのご要望と伺っている。

(1)様式については、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)で規定しており、既に統一されていると認識している。

しかし、地方自治体における運用の中で、様式に一部違いが生じていることから、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。

(2)各申請・届出書類の添付書類については、毒物及び劇物取締法施行規則で規定しており、既に統一されていると認識している。

しかし、地方自治体における運用の中で、添付書類に一部違いが生じていることから、施行規則で規定している添付書類を提出することで差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。

(3)各申請・届出については、過去にWeb申請可能であったが、Web申請の運用を開始した平成15年から平成28年の間、Web申請の実績が1例もなかったため、費用対効果の観点から、昨年度に廃止した。また、廃止の際にパブリックコメントを実施したが、運用継続の希望を含め、パブリックコメントに対する意見は1件もなかった。

今般、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で検討していくものと考えており、上記の事情も踏まえつつ、まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

(1)(2)平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

(1)(2)様式、添付書類については、毒物及び劇物取締法施行規則で既に規定されていることから、法令改正等は不要である。

今回、地方自治体の運用上、様式や添付書類に一部違いが生じていることから、様式や添付書類の統一に当たっては、地方自治体に対し、運用上の対応を依頼することが適切と判断したため。

改善方策の検討を求める書式等一③⑥

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局医薬品審査 管理課化学物質安全対策室
書式等の名称	毒物劇物一般販売業の変更等の届出書	
手続の根拠規定	毒物及び劇物取締法第10条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>毒物、劇物を販売するにあたっては、定められた条件を満たし、登録をしなければ販売をすることはできない。また、其の登録を行う為には、取扱い拠点ごとに、所在する其の地域の管轄保健所へ毒物劇物一般販売業の登録申請書を提出する必要がある、登録をすることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、登録の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、登録を廃止する場合には、廃止した日から30日以内に廃止届書を提出する必要がある。</p> <p>この登録申請書、変更届書、廃止届書についての様式は、登録申請書においては「毒物及び劇物取締法施行規則」別記第2号様式、変更届書は別記第11号様式の(1)、廃止届書は別記第11号様式の(2)に定められているものの、書式は各地域によって統一はされておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、統一はされておらず、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で必要書類を請求（WEBからの取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要がある、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものとする。</p> <p>例えば担当役員や本社移転等の変更があった場合には、一斉に全拠点、全許可、全登録について変更する必要がある。この場合、対象によっては本社にて全県分調べ、フォーマットを取り寄せ、各地域で指定されている要項などを満たす必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		

改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

ご要望いただいているのは、毒劇物一般販売業の申請・届出における(1)様式の統一、(2)添付書類の統一、(3)Web申請の実施、の3点であり、申請・届出のうち、登録申請、変更届、廃止届についてのご要望と伺っている。

(1)様式については、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）で規定しており、既に統一されていると認識している。

しかし、地方自治体における運用の中で、様式に一部違いが生じていることから、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。

(2)各申請・届出書類の添付書類については、毒物及び劇物取締法施行規則で規定しており、既に統一されていると認識している。

しかし、地方自治体における運用の中で、添付書類に一部違いが生じていることから、施行規則で規定している添付書類を提出することで差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。

(3)各申請・届出については、過去にWeb申請可能であったが、Web申請の運用を開始した平成15年から平成28年の間、Web申請の実績が1例もなかったため、費用対効果の観点から、昨年度に廃止した。また、廃止の際にパブリックコメントを実施したが、運用継続の希望を含め、パブリックコメントに対する意見は1件もなかった。

今般、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で検討していくものと考えており、上記の事情も踏まえつつ、まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、上記の事情も踏まえつつ、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

(1)(2)平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

(1)(2)様式、添付書類については、毒物及び劇物取締法施行規則で既に規定されていることから、法令改正等は不要である。

今回、地方自治体の運用上、様式や添付書類に一部違いが生じていることから、様式や添付書類の統一に当たっては、地方自治体に対し、運用上の対応を依頼することが適切と判断したため。

改善方策の検討を求める書式等④

所管府省	国土交通省	道路局路政課
書式等の名称	沿道掘削協議書	
手続の根拠規定	道路法第44条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>道路法上、道路は高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道に分類され、各々に道路管理者が定められている。</p> <p>各地方自治体が道路管理者である都道府県道、市町村道については、民間事業者が道路占有許可申請、自費工事許可申請、沿道掘削協議等を行う場合、代表者が申請者（協議者）となることが求められ、本社（もしくは支店等）に事務手続きが集中することになる。また、同じ道路法を根拠とするにも関わらず、地方自治体ごとに書式・様式や許可基準が異なるため、作成、確認に多大な手間と時間を要している（当社の東京、神奈川、千葉の3都県の建築工事における昨年度の申請件数が444件、昨年度の当社受注額における上記3都県の比率が約4割であることから全国では概算で約1,100件程度と推測される）。</p> <p>地方自治体の許可申請書類、協議書の書式・様式、許可基準の統一を図ることで、地方自治体及び民間事業者双方の事務効率化の促進に繋がると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業6）</p>		
<p>・都道、区道等道路管理者により、申請書式、添付資料、審査内容が異なる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業8）</p>		
改善方策の検討結果		
〔改善方策の内容〕		
地方自治体側の連携による書式等の雛形の作成		
〔当該改善方策の実施時期〕		
-		
〔当該改善方策とする理由〕		
<p>道路法44条は道路の構造に及ぼすべき損害予防又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するための区域を定める基準に従い沿道区域を指定できることを定めたものであるが、本協議書は各地方自治体が運用上定めた様式であること、又、本協議書の存在しない地方自治体もあることから、改善方策に関しては各地方自治体の裁量によるため、国において統一に関する検討を行うことは困難である。</p>		

改善方策の検討を求める書式等③

所 管 府 省	国土交通省	都市局公園緑地・景観課
書式等の名称	屋外広告業登録申請書	
手続の根拠規定	屋外広告物法第9条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法第9条により，屋外広告業を営もうとする者は，条例により都道府県知事の登録が義務付けられる。（政令指定都市・中核市も同様） ・「屋外広告業」とは，「屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請負い，屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいい，元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問わない」とされている。 ・よって，全国で屋外広告業を営む場合は，法令上，全国115の自治体（都道府県・政令指定都市・中核市）の登録を受けなければならないことになっている。 <p>具体的な支障事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・115の登録先の自治体ごとに，申請書類・確認書類の提出の要否が異なり，申請書類の書式も異なる。また，毎年の役員改選に伴う変更届提出時にも，各自治体で異なる申請書類・確認書類を準備するなど，登録維持にも会社負担が大きい。（一例として，平成29年6月（役員改選時）の変更届提出時には，115自治体に対し，申請書類として変更届出書100通・役員の略歴書64通（新任取締役1名につき。自治体ごとに書式が異なる。）を提出，確認書類として登記簿謄本75通・住民票34通（新任取締役1名につき）を提出） ・また，自治体ごとの登録のため，有効期限（5年間）が切れる時期が各自治体で異なり，各自治体の有効期限切れのたびに，更新申請書（自治体ごとに書式が異なる）のほか，自治体の定めに基づき，全役員の略歴書（自治体ごとに書式が異なる）・住民票・登記簿謄本等を取りまとめて提出する必要がある。（5年間のうちに更新が合計115回あるということ。） <p>要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の様式の統一。 ・確認書類の登記簿謄本や住民票等を提出不要とする。（又は，特定の機関が確認すれば，全国で有効とする。） ・建設業許可業者は，屋外広告業登録を免除する。 ・屋外広告業は，国土交通省又は本社所在地の自治体のみに登録すれば，全国で工事を請け負えることとする。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業6）</p>		

・各自治体で書式が異なるので、業務の効率化のための必要書類の電子化、共通化ができない。そのため、全国統一のシステム構築ができない。(年 110 件程度)

(経団連・企業 8)

当該手続については、更新登録(各自治体ごとに5年に1回)、役員変更(ほぼ毎年)を行うために必要となり、更新登録申請は、年間10~30件(届出自治体90ヶ所のうち)、役員変更申請は、年間50~150件の手続きが発生する。

書式・様式が異なることによって、書類の要否、記載内容、記載方法を各自治体のホームページや電話での確認、書式や記載例のダウンロード・印刷出力、手続き(作成・チェック・提出)管理スケジュール表の作成、自治体ごとの申請書・届出書の作成・目視による複数人によるチェック、が必要となり、また、届出書に添付する役員略歴書については、書式に自治体名が記載されていないことが多いため、その仕訳が煩雑となる。

そのため各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約3ヶ月かかる。書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約1時間/自治体(50自治体であれば50時間)、略歴書は約1時間/役員(役員全員11名×30自治体であれば、330時間)かかる。人員は対象支店の数で異なるが、7名~29名(兼任)が必要となる。

書式・様式が統一されれば、各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約3週間に短縮でき、約2ヶ月の削減が期待できる。また、書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約1時間/自治体(50自治体でも1時間で済む)、略歴書は約1時間/役員(役員全員11名で11時間)となり大幅な短縮が期待できる。人員も4名~15名(兼任)となり3名~14名(兼任)の削減が期待できる。

なお、全国で施工する会社にとっては、登録・更新にかかる労力が大きいいため、例えば、建設業許可のように、全国で施工する会社は所管府省の長に登録することによって、他の自治体への登録は不要となるような法改正を望む。

上記の内容は、2016年11月に内閣府と経済同友会の合同で実施した会員所属企業を対象としたアンケート調査結果を基に、必要に応じて一部追加で情報収集した上で、具体的な資料事例として再構成したものです。なお、同アンケート結果に関わる情報は、

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20161220/161220bukai04.pdf>

<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2017/170831a.html>

を参照ください。

(経済同友会)

改善方策の検討結果	
〔 改善方策の内容 〕 屋外広告業の登録申請書の様式等の全国的な統一を図ることを目的として、屋外広告物条例ガイドライン（案） に定めている様式の使用を進めるため、再度、文書により、各自治体あてに当該様式の使用の徹底について周知するとともに、全国主管課長会議等において、当該様式の使用について依頼する。 「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（昭和39年3月27日都市局市総務課長通達）	
〔 当該改善方策の実施時期 〕 平成29年度中 屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用の徹底について周知する事務連絡の発出 平成30年4月(予定) 全国主管課長会議において、同様式の使用の依頼 平成30年5月以降 地方ブロック会議等において、同様式の使用の依頼	
〔 当該改善方策とする理由 〕 平成29年12月までに屋外広告業を所管する全115自治体の様式を調査したところ、全自治体において屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式をベースとした様式を使用しているが、追加的な事項を記入させている事例等が見られたため、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を徹底することとする。	
地方六団体からの意見	
屋外広告物法第9条及び第10条の規定により屋外広告業の登録に関することは都道府県等が条例で定めることとされており、検討結果（案）における、技術的助言である屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を各都道府県等に「徹底」という表現は、適当ではない。	
地方六団体からの意見を踏まえて修正された改善方策の検討結果	
〔 改善方策の内容 〕 屋外広告業の登録申請書の様式等の全国的な統一を図ることを目的として、屋外広告物条例ガイドライン（案） に定めている様式の使用を進めるため、再度、文書及び全国主管課長会議等において、各自治体あてに当該様式の使用を要請する。 「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（昭和39年3月27日都市局市総務課長通達）	
〔 当該改善方策の実施時期 〕 平成29年度中 屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用について要請する事務連絡の発出 平成30年4月(予定) 全国主管課長会議において、同様式の使用の要請 平成30年5月以降 地方ブロック会議等において、同様式の使用の要請	

〔 当該改善方策とする理由〕

平成29年12月までに屋外広告業を所管する全115自治体の様式を調査したところ、全自治体において屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式をベースとした様式を使用しているが、軽微な変更をしている事例が見られたため、各自治体あてに今回の要望内容を周知するとともに、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を要請することとする。

改善方策の検討を求める書式等④

所 管 府 省	国土交通省	都市局公園緑地・景観課
書式等の名称	屋外広告業登録変更届出書	
手続の根拠規定	屋外広告物法第9条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法第9条により、屋外広告業を営もうとする者は、条例により都道府県知事の登録が義務付けられる。(政令指定都市・中核市も同様) ・「屋外広告業」とは、「屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいい、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問わない」とされている。 ・よって、全国で屋外広告業を営む場合は、法令上、全国115の自治体(都道府県・政令指定都市・中核市)の登録を受けなければならないことになっている。 <p>具体的な支障事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・115の登録先の自治体ごとに、申請書類・確認書類の提出の要否が異なり、申請書類の書式も異なる。また、毎年の役員改選に伴う変更届提出時にも、各自治体で異なる申請書類・確認書類を準備するなど、登録維持にも会社負担が大きい。(一例として、平成29年6月(役員改選時)の変更届提出時には、115自治体に対し、申請書類として変更届出書100通・役員の略歴書64通(新任取締役1名につき。自治体ごとに書式が異なる。)を提出、確認書類として登記簿謄本75通・住民票34通(新任取締役1名につき)を提出) ・また、自治体ごとの登録のため、有効期限(5年間)が切れる時期が各自治体で異なり、各自治体の有効期限切れのたびに、更新申請書(自治体ごとに書式が異なる)のほか、自治体の定めに基づき、全役員の略歴書(自治体ごとに書式が異なる)・住民票・登記簿謄本等を取りまとめて提出する必要がある。(5年間のうちに更新が合計115回あるということ。) <p>要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の様式の統一。 ・確認書類の登記簿謄本や住民票等を提出不要とする。(又は、特定の機関が確認すれば、全国で有効とする。) ・建設業許可業者は、屋外広告業登録を免除する。 ・屋外広告業は、国土交通省又は本社所在地の自治体のみに登録すれば、全国で工事を請け負えることとする。 		
(経団連・企業6)		

当該手続については、更新登録（各自治体ごとに5年に1回）、役員変更（ほぼ毎年）を行うために必要となり、更新登録申請は、年間10～30件（届出自治体90ヶ所のうち）、役員変更申請は、年間50～150件の手続きが発生する。

書式・様式が異なることによって、書類の要否、記載内容、記載方法を各自治体のホームページや電話での確認、書式や記載例のダウンロード・印刷出力、手続き（作成・チェック・提出）管理スケジュール表の作成、自治体ごとの申請書・届出書の作成・目視による複数人によるチェック、が必要となり、また、届出書に添付する役員略歴書については、書式に自治体名が記載されていないことが多いため、その仕訳が煩雑となる。

そのため各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約3ヶ月かかる。書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約1時間/自治体（50自治体であれば50時間）、略歴書は約1時間/役員（役員全員11名×30自治体であれば、330時間）かかる。人員は対象支店の数で異なるが、7名～29名（兼任）が必要となる。

書式・様式が統一されれば、各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約3週間に短縮でき、約2ヶ月の削減が期待できる。また、書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約1時間/自治体（50自治体でも1時間で済む）、略歴書は約1時間/役員（役員全員11名で11時間）となり大幅な短縮が期待できる。人員も4名～15名（兼任）となり3名～14名（兼任）の削減が期待できる。

なお、全国で施工する会社にとっては、登録・更新にかかる労力が大きいため、例えば、建設業許可のように、全国で施工する会社は所管府省の長に登録することによって、他の自治体への登録は不要となるような法改正を望む。

上記の内容は、2016年11月に内閣府と経済同友会の合同で実施した会員所属企業を対象としたアンケート調査結果を基に、必要に応じて一部追加で情報収集した上で、具体的な資料事例として再構成したものです。なお、同アンケート結果に関わる情報は、

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20161220/161220bukai04.pdf>

<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2017/170831a.html>

を参照ください。

（経済同友会）

改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

屋外広告業の登録申請書の様式等の全国的な統一を図ることを目的として、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定めている様式の使用を進めるため、再度、文書により、各自治体あてに当該様式の使用の徹底について周知するとともに、全国主管課長会議等において、当該様式の使用について依頼する。

「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（昭和39年3月27日都市局市総務課長通達）

〔 当該改善方策の実施時期 〕	
平成 29 年度中	屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用の徹底について周知する事務連絡の発出
平成 30 年 4 月(予定)	全国主管課長会議において、同様式の使用の依頼
平成 30 年 5 月以降	地方ブロック会議等において、同様式の使用の依頼
〔 当該改善方策とする理由 〕	
平成 29 年 12 月までに屋外広告業を所管する全 115 自治体の様式を調査したところ、全自治体において屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式をベースとした様式を使用しているが、追加的な事項を記入させている事例等が見られたため、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を徹底することとする。	
地方六団体からの意見	
屋外広告物法第 9 条及び第 10 条の規定により屋外広告業の登録に関することは都道府県等が条例で定めることとされており、検討結果（案）における、技術的助言である屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を各都道府県等に「徹底する」という表現は、適当ではない。	
地方六団体からの意見を踏まえて修正された改善方策の検討結果	
〔 改善方策の内容 〕	
屋外広告業の登録申請書の様式等の全国的な統一を図ることを目的として、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定めている様式の使用を進めるため、再度、文書及び全国主管課長会議等において、各自治体あてに当該様式の使用を要請する。	
「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（昭和 39 年 3 月 27 日都市局市総務課長通達）	
〔 当該改善方策の実施時期 〕	
平成 29 年度中	屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用について要請する事務連絡の発出
平成 30 年 4 月(予定)	全国主管課長会議において、同様式の使用の要請
平成 30 年 5 月以降	地方ブロック会議等において、同様式の使用の要請
〔 当該改善方策とする理由 〕	
平成 29 年 12 月までに屋外広告業を所管する全 115 自治体の様式を調査したところ、全自治体において屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式をベースとした様式を使用しているが、軽微な変更をしている事例が見られたため、各自治体あてに今回の要望内容を周知するとともに、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を要請することとする。	